③　道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成22年２月26日

中部地方整備局長　富田　英治

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	静岡県三島市塚原新田字下原157番から静岡県沼津市足高字尾上322番61まで
一般国道21号	岐阜県加茂郡坂祝町深萱字澤渡１番３から岐阜県各務原市鵜沼東町４丁目１番まで
一般国道41号	岐阜県美濃加茂市山之上町字久後738番１から岐阜県加茂郡川辺町石神字東関460番１まで

２　指定する期日　平成22年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成22年２月26日

中部地方整備局長　富田　英治

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	静岡県三島市塚原新田字下原157番から静岡県沼津市足高字尾上322番61まで
一般国道21号	岐阜県加茂郡坂祝町深萱字澤渡１番３から岐阜県各務原市鵜沼東町４丁目１番まで
一般国道41号	岐阜県美濃加茂市山之上町字久後738番１から岐阜県加茂郡川辺町石神字東関460番１まで

２　指定する期日　平成22年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成22年２月26日

中国地方整備局長　福田　功

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	島根県益田市遠田町2604番から島根県益田市久城町423番１まで
一般国道９号	島根県浜田市三隅町岡見6052番１から島根県浜田市三隅町岡見331番２まで
一般国道29号	鳥取県鳥取市菖蒲字深免133番１から鳥取県鳥取市本高字白木東分274番５まで
一般国道53号	鳥取県鳥取市河原町布袋字東屋敷355番10から鳥取県鳥取市河原町稲常字向河原453番１まで
一般国道53号	鳥取県鳥取市西円通寺字柚ノ木72番２から鳥取県鳥取市西円通寺字柚ノ木116番２まで
一般国道375号	広島県東広島市西条町上三永字平田1401番４から広島県東広島市高屋町溝口111番１まで

２　指定する期日　平成22年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成22年２月26日

中国地方整備局長　福田　功

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	鳥取県鳥取市河原町徳吉字中河原388番から鳥取県鳥取市本高字白木東分274番５まで
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	岡山県美作市宮本字壱貫清水1034番から岡山県美作市今岡字金山725番１まで
一般国道９号	島根県益田市遠田町2604番から島根県益田市久城町423番１まで
一般国道９号	島根県浜田市三隅町岡見6052番１から島根県浜田市三隅町岡見331番２まで
一般国道29号	鳥取県鳥取市菖蒲字深免133番１から鳥取県鳥取市本高字白木東分274番５まで
一般国道53号	鳥取県鳥取市河原町布袋字東屋敷355番10から鳥取県鳥取市河原町稲常字向河原453番１まで
一般国道53号	鳥取県鳥取市西円通寺字柚ノ木72番２から鳥取県鳥取市西円通寺字柚ノ木116番２まで
一般国道375号	広島県東広島市西条町上三永字平田1401番４から広島県東広島市高屋町溝口111番１まで

２　指定する期日　平成22年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成22年２月26日

北海道開発局長　関　克己

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道５号	北海道寿都郡黒松内町字東川から同町字白井川まで
一般国道40号	名寄市字智恵文1900番35から北海道中川郡美深町字美深666番10まで